

# 流山市市民参加条例第20回検討委員会会議録

日 時：平成22年12月6日(月)

午後7時から

場 所：市役所 306会議室

## 出席委員

梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員、管原委員、  
田口委員、内藤委員、野路委員

## 欠席委員

伊藤委員

## 傍聴者

なし

## 事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、  
須郷係長

## 議 題

- (1) 今後の日程について
  - ・ 提言書提出までの予定 (H23年2月末)
  - ・ 中間報告について
  
- (2) 意見交換会のまとめ
  - ・ 発表
  - ・ 今後に活かす内容について

(事務局・高橋)

皆様こんばんは。ただいまから、市民参加条例第20回検討委員会を開催いたします。委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

はい。始める前に本日の出席状況ですが、欠席の申し出は、副委員長のAさんがお子さんの発熱ということで、今日はお休みしたいということです。それから、Cさんが30分ほど遅れる、Iさんが8時ごろになる見込みということで、Hさんは間もなく見えるのではないかと思います。出席者は、10名中欠席者は4名ですので、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございますので、会議は成立していることをご報告いたします。

今日の内容ですけれども、お手元にありますように今後の日程ですね。2月末に提言書の提出ということで、これを目指してスケジュールを、特に1月2月をどうするかということですね。それから中間報告の提出、といったものがございます。中間報告については、先日皆さんの参加・御協力で行われました市民との意見交換会、及び職員との意見交換会を反映して中間報告にするということで進んでおるのですが。そして市長へ報告した後、市長より確認して議会との意見交換という運びになると思います。これはまだ決まっておりません。そして、提言書というものを2月末までにどうするかということになると思います。

では最初にスケジュールを、ということにしたいのですけれども。スケジュールに入る前に、今日はAさんがお休みでまだお二人は来ていないのですけれども、先ほどDさんが委嘱状をいただいたと思うのですが、一応11月、まあ去年から1年間やってきて、その延長になっておりました。来年2月、委嘱状では3月末ということになっているのですけれども、一応当初1年ということで昨年の11月23日に委員長・副委員長ということを決めましたので、この委嘱状を新たにいただいたということは、新たな段階といいますか、その延長をどうするかということについて、そういう委員長、この会の運営についてちょっと皆さんと相談ということにしたいと思います。自薦あるいは他薦ですね、それを皆さ

んにお聞きして、いない場合は続けるということでやらざるを得ないかなとも思っていますけれども、どなたかぜひ自薦・他薦で手を挙げていただくとありがたいな、という気持ちも強く持っております。それはこの後、CさんとIさんが遅れて来られますので、皆さんそろったところでそれについてはお諮りしたいと思います。

では今後の日程ということで、これを決めたいと思います。今月は、今日やった後は18日に予定されております。1月2月につきましても第3土曜日の午前中、関谷先生の御都合に合わせて開催するということが決まっているということで、1月15日と2月19日、午前中の10時から12時の予定です。土曜日です。

それともう1回は第1月曜日の7時からというのが、きちっと決まったということではないのですけれども、そういう形でとりあえずやろうという形になっておりますけれども。問題は、正月早々の第1月曜日ということになると3日の日ということで、これは現実的ではないのでこれをどうするかと。2月は、2月7日の月曜日、19時から。

これは提案なのですけれども、皆さんの意見をお聞きしたいのですが、1月の第1週はそういうことなので、現在きちっと各回の内容が決まっている状況ではないので、1月の1回分は必要であれば2月中にですね、1月2月のどこかにもう1回開催する可能性がある、というぐらいのところで一応今のところは日程を確定せずに保留というぐらいに。必要であれば、それを入れると。事務局は、告知の関係からもう日程を決めてほしいという結構強い要望があるのですけれども、1月初めにどうしてもやらなければいけないという状況はまだ見えていないので、この3回は決めておくけれども、プラス1回は予備、ということでいかがでしょうか。

#### (J 委員)

曜日だけでも、やるとすれば月曜日というふうに、曜日を決めておいてもらったほうがありがたいです。1月はその事情はわかりましたから、であれば例えば10日が休みであれば17日とか24日の可能性がありますよと言われておいたほうが、まだ。

(委員長)

日程の間隔からいくと、24日というのが一番現実的なあれになるのかなという気がするのですよ。もうそれで決めますか、はい。1月24日、月曜日、夜7時から。

(E委員)

1月は15日と24日。15日は10時から。2月は7日と19日。

(委員長)

では、スケジュールはそういうことで決めたいと思います。

(J委員)

2月19日というのが2月の最後ですよ。この今の予定でいくと2月末に提言書を提出ということですよ。ということは、この19日をもってもう最後という考え方でいいのですか、末というふうになりますけれども。例えば19日に終わりきれない場合には、末までだからまたもう1回やるというような、そういう可能性というのは考えなくていいのですか。

(委員長)

一応、できればこの2月19日に提言で提出できればと思うのですが。

(J委員)

ということでやるということですね。それはもう決めますから、そういうふうにして。その前のところでもし間に合わない場合には、またプラスの可能性も出てくると。

(委員長)

5回ですね、今月もう1回ありますから。

(J委員)

わかりました、ちょっとイメージだけお聞きしたかったものですか  
ら。

(委員長)

提言書の提出については、事務局のほうは要望というのはいかがでしょうか。

(事務局・高橋)

今、委員長がおっしゃったように19日にいただけるものであれば、  
19日で考えております。

(E委員)

これはちょっと2月末までの、あと5回ですよ、これの大体の粗ス  
ケジュールを決めておかないとね。ある程度けじめをつけておかないと、  
ずるずるいってしまいそうな感じですよ。また結局あとで1、2回追  
加みたいなことになりかねないから、できれば5回を粗組みで、1回目、  
2回目、3回目に何をやるとか、4回目は、ほぼまとめで、5回目はそ  
れを見直すだけにするとかね。そういうのをちょっとつくっていただい  
たらどうですかね。

(委員長)

わかりました。それは今日この場でつくるというよりは、ちょっと事  
務局と相談して叩き台を出すようにします。特にそこで問題になってく  
るのは、やはり議会とのあれが見えていないので、それをどうするかと  
いうことですね。

(E委員)

それと、最初の形としてどういう文、表現で提言書というのを、どう  
いうフォームというか、表現とか体裁とかどういう、何かあるのですか  
ね。今までそういうことをあまり意識していないで、言いたいことをど  
んどん言っているだけだから、ね。

(委員長)

私はあまり難しく考えていなくて、要するに今まとまっているものを整理したものに要旨をどうつけるかというレベルで考えています。

(E委員)

ああ、そういうことでいいわけですか。

(D委員)

だってそうでないと、今までの叩き上げたものに、それを市民の意見とか職員の意見を検討しながら盛り込みながら、少し修正したりしていくということではないですか。

(J委員)

それはわかりますけれども、でも言葉を詰める必要はないかなと思って。言葉というよりも表現そのものも含めて。それから、トーンがやはり部会で違っていたし。中身は、本質的なものは別に変える必要はないのでしょけれども。それを実際今のまま、ここでまとめていただいたものを見てみると、あれは正直、我々のメンバーは論議してきたからいいのですけれどもね、外の間人を見たときに、多分……

(E委員)

私はちょっとこういうデザインを考えているのですけれども、こうしたらどうかなという案ですけれどもね。今までやってきたこととかは、もう決まっておりますよね。あれはあれで最後のフィニッシュの形ですから、まあ言葉の問題はありますけれどもね、それはあるけれども、まあ一応あの形にして。それでその項目ごとに、表現の項目ごとに、全部入れるのではないにしても、ここだけはぜひ解説・コメントを打ちたいと。「こういう気持ちなのだ」とか、「こういうことだから、ぜひこれは。そういう意味なのだ、したがって重要だ」とか。そういうコメントを入れる部分があったほうがいいのではないかと。ただ、全部やったら大変ですから、重要な、重点を絞っていくつかのポイントはそういう形で入れていったらどうかと。そうすると、条文化する方がよく御理解い

ただけるのではないかと。

(J 委員)

私も、ほぼEさんと似たようなイメージを持っているのですが。字句そのものに対して、つくった人、考えた人、それからこの場にいた人は「それでOKです」と言っているけれども、現実には違う人が「これってどういうこと」というふうに、同じメンバーでいながら説明しようと思ったときに、「はて、これってどういう意味だったっけ」となりかねない、というようなレベルだと、実際にこの委員会にまったく携わっていない人が見たときにね、その部分そのものが、あるいはこれから本当に正式に条文化しようとするメンバーの方々が、我々がここでせっかく論じたことが本当にちゃんと伝わっていかない危険性があるのではないかと。私は1つ1つの字句に対して「これってどういう意味だろう」ということを反芻し合う必要があるのではないかなと。その論議が必要ではないかと思っています。

(E 委員)

まあ、かなり趣旨は結構入っていますので、この中にね、大事なところは。だからその趣旨をよく読み込んでもらえれば、そう大きな間違いはない、解釈ですね、発生しないのかなのかなと思いますが。それでもどうしてもここは、特にコミュニティのところがちよっと解説が要るような気がするのですよ。実際にこれにも解説文があるようにね。

(D 委員)

それはでも最後でしょう、一番最後でしょう。

(E 委員)

だってこれはもう5回のうち、あとこれに表紙をつければ、委員会がはなしたとすればさ。

(D 委員)

だけど職員とか市民の意見とかその辺の、まだ入れるかどうかも検討

しなければいけないから。そうすると、そのことの検討というのが1回、2回くらい要るのではないですか。それで最後のほうで、大体内容が骨子が合意できれば、今度は字句とか表現とかそういうところとか、何をコメントつけるとかやはりそういうことになるから、最後のほうになるのではないですか。

#### (J 委員)

もう1つ、その今の論議の過程の中でちょっと私が気になっていることを申し上げます。たまたま第2回、議会のほうの定例会の中でね、戸部議員が市民参加条例について非常に強い関心を持っていて、議会の中でも具体的に、流政会で特別委員会をつくりたいなんていうことを言っているわけですよ。だから、それほどの市民参加条例に対する関心がある。

でもそもそもの考え方が、自治基本条例があって、議会基本条例があって、当然自治基本条例の派生的なものとして市民参加条例の必要性、そこは認められているけれども、そういったことが、例えば議会基本条例の14条に7項目、条例をつくった側の背景とかいろいろな説明に関して、きちんとしたものを求めてきている。まあこれは行政に対して求めることだと思っていますから。

そのことに対して、我々が今つくっているものが、そういったことに照らし合わせてちゃんとなっているかどうかということ、検証しておかなければいけないのかなと。そういう気持ちも、ちょっと委員のメンバーの責任として感じているところです。そういったようなことも、そういう目で詰めていかないと。自分たちの気持ちだけで発露でつくったものだけで本当にいいのかという、そんなようなことを今考えたものですから。たまたまそういうことを含めて、市民との意見交換会もやっているし、職員との意見交換もやっているのだけれども。

まあ残念ながら、レベル的には今度はそういうところできちんと対応できるまでのヒントなり、あるいはそういうようなシミュレーションをしているかという、していないのではないかなという、そういう気持ちもちょっとしないでもないのです。そこがちょっと気になったのですけれども。



ということで、この提言書をつくるにあたってはそういう目線を含めて、皆さんで今まで議論してきたものをもう1回きちんと見直していく必要があるのかなど、作業的にですね。私は今の時点で考え方としては今言ったみたいに思っています。それは皆さん方の御意見に合わせて決めると思っていますけれども。

(D 委員)

すみません、私は20日の日に休んでいて、質問を蒸し返すようで申しわけないのですが。20日の日は先生から再度アドバイスをいただいて、全文を通して……

(委員長)

いや、全文を通すという形にはなっていない……

(D 委員)

では、ポイントポイントだけをまたアドバイスをいただいて、それをまた修正、フィードバックしたという部分もあるのですか。

(J 委員)

いや、あの時点で先生から言われたことで、修正していない。私のところは意識してしなかったから。

(D 委員)

私は、まあそのままになってしまったけれども、どうなのだろうなというふうな。ちょっとその辺がどういう御意見をいただいてというのが、ちょっと微妙みたいなのでちょっとわからないのですけれども。

そうすると、やはり自分たちで見直すというところもあるのだけれども、それはかなり限界があるので。これは先生のアドバイスをかなり受けとめながら、自分たちで咀嚼しながら入れていくという作業は、もう終わりなのですか。

(E 委員)

終わっていないです。あのときは聞きっぱなし、時間的にね。だから今Dさんが言われたようなことは、もう1回担当部ごとに入れたいといけないのかなと。

(D 委員)

ある意味ではこの皆さんの意見を、職員、市民、その意見を入れながらここで揉んでいって、それをフィードバックできるものはさせておいて、もう1度それを先生にまたどうなんだろうというお話もあるのかなと思うのですけれどもね。

(E 委員)

だけどそこまではちょっと時間がないのではないかな。

(D 委員)

そうすると、まずもらった意見をどういうふうに織り込むかというところを議論していって、それでそれを織り込むなら織り込むという形で議論を、それは1回で終わるかな。アンケートの議論というのは、結構職員の人はいろいろとあるのですよね。まあ大枠にまとめたら大体4つくらいのポイントはあるのだけれども。それが全部細かく入るかどうかは別なのだけれども、そういう作業で意見を検討しながら盛り込むかどうかというのを考えることが必要ではないですか。

(E 委員)

大きな作業として、まあ順不同なのかわからないけれども、まず市民と職員の意見をどうここに織り込むかということが1番目のテーマでしょう。2番目のテーマは、Dさんが言ったみたいに、この間に先生からいただいた修正コメントでどの程度修正するのかと。修正ということが2番目のテーマ。3番目に、先ほど私が言ったように重点項目のコメントを入れるか入れないかみたいなこととか、それを含めながら全体の見直しをする、みたいなことがね。それでまとめる。この4つぐらいのテーマがあるのではないかなと思う。これからしなくてはいけないことがね。

(D 委員)

そうですね。4つだと、大体1回ごとにそれを終わりきらないと。

(E 委員)

それで最後はまとめにしないとね。あまりもう議論をしている時間はないよね。

(D 委員)

でもね、やはりアンケートなどは議論をしておかないと、そんな勝手に織り込む、織り込まないとは。どこがポイントなのかというのが、非常にアンケートが読み取りにくくてあれなのだよね。

(E 委員)

ちょっとアンケート自体も、何を言っているのかわからないというのがあるから。

(D 委員)

そういうのがあるよね、こう言ってはいけないけどね。でもちゃんと議論をしないと。まあ絞り込めば、織り込む部分というのはかなり少なく。まあ職員の人からのもの、絞り込んでいくとずっといくと、そんなには。ピンポイントで言っているわけではないから、意外と少ないかなとは思うのですけれどもね。

だから、まあそれでも2回それをして、それをまた宿題として、例えば持って帰るではないですか。持って帰って、それでこういうふうに、まあ担当がしてきましたといったら、またそれをもう1度見直さないといけない。

だから1回で終わらないで、2回目のときにそのフィードバックされたものの成果が出てきて、それでまたそれをフィードバックしてというふうに。どうしてもこう……

(E 委員)

今の、4つか5つかわからないけれども、そういったテーマがこれから先のテーマになると思うので。それを入れ込んだ上でちょっとコメントをいただきますか。

(D 委員)

だから、重点項目のコメントでしょう。まあその辺は、全体の見直しと一緒に兼ねてでいいね。

(J 委員)

まあ、重点項目のコメントは最後のところで。

(D 委員)

だから全体の見直しとしてその辺を一緒にやりながら、字句の確認などいろんなものをしていくというのが。まあそれが後半、3、4、5かな、4回目と5回目とか。

(J 委員)

それは2月だね。すると少なくとも今月いっぱいまで……

(E 委員)

恐らく、市民と職員のやつが2日くらいかかる。

(D 委員)

だからね、かかるでしょう、アンケートの集約みたいなのと検討ということで、1回目して。それから先生のコメントもその辺で、そこも一緒に入れ込みながらということになると、1、2回。

(J 委員)

でも先生のコメントというのは、逆に言うと1回やはりつくったものを先生のところに事前に渡しておいて、それで先生のコメントを用意してもらって、それでやらないと。この場で先生のコメントを言われて、

またやってきて、また回数が余分に必要になってくる。

(E 委員)

それをやったら、エンドレスになってしまうのではないですか。

(J 委員)

いやいや、僕が言っているのは、先生のコメントをもらうということは大事だから……

(E 委員)

いや、もう先生からこの間もらったでしょう、指摘は受けたでしょう、みんな。

(J 委員)

それを入れた部分でつくって、それで先生に渡すという形で。

(E 委員)

もう渡さなくていいではないですか。

(D 委員)

もう渡さないで、それを土台に今度はアンケートの……

(J 委員)

では私が勘違いしていた。では先生のコメントというのは、先生のコメントが入っているかどうかということを作業的に確認するということね。

(E 委員)

だからこの間に先生からいただいたコメントを、各担当が自分の部分の中に入れ込んでいって、もう8割か9割方できているわけですから。そこのどこかの部分を先生が指摘して、ここはこういうふうにしたほうがいいのか、これはもうちょっとはっきり変えたほうがいいのかい

う話がありましたよね。それはそこで直してしまって、これでいいのではないですか。

(J 委員)

もうちょっとえげつない言い方をすると、先生の中で見て「まだこれでは未完成ではないの」という、表現的なものを含めて、そういうものはもらえないのかな。

(E 委員)

それは、見直しの最後のほうでいいのではないですか。

(D 委員)

だから、私はね、アンケートも含めたところの、そこを入れたところでもう1度先生に。私はそこでやったほうがいいと思うのですよね。トータル的に全部で見てもらったほうがいいと思いますけれどもね。

(J 委員)

わかりました。

(委員長)

今度の12月18日に先生が参加して、その後1月15日も先生が参加するという、2回続けて今の経過でいくとあれなのですね。だから18日が終わった後、1回やはり皆さんで考えていただいたものを何らかの形でまとめて、先生に15日の前にお渡しして、それで読み込んでもらうという流れにしていきたいなと思います。

それで今日はもうその議論をあれしていてもしようがないので、全体像ですね、アンケートを含めて意見交換会、これについて話し合いをするようにしたいなと思います。

今日Aさんが、市民との意見交換会についてはまとめを出していただいていますけれども、Aさんはちょっと最初に申しあげましたけれども今日は参加できないということですね。まず職員との意見交換会の話に入っていただけますか。

(D 委員)

はい。13名かと思ったら、12名の方だったのですかね。これは、この議事録に起こしていただいたのをまとめまして。それとアンケートのほうは事務局のほうでまとめていただいたので、ここに本当はちゃんと前もって振り分けしておけばよかったのですが、私今日ぎりぎりですと宿題を上げた状態なので。とりあえず当日出た御意見という形でまとめまして、左のところ、項目がね、私なりにこれぐらいで集約できるのかなと思って。市民参加のあり方、参加の方法、無作為抽出、市民意見の合意形成、市民意見の対応についてとか、提案審査会、コミュニティへの参加、協働、参加への環境づくり、職員の意識、条例の構成について、という。大枠これぐらいでちょっと。1つだけ何か漏らしたなというのがあったのですけれども、まあそんなぐらいの大枠の項目に分類できるかなというので、分類してみました。

それで、市民参加のあり方というので、これは最初に、もう誰が言ったかなんて議事録を見ていただければわかるので書いていないのですけれども。市民参加のあり方で、これは多分行政としてすごく大きな問題提起だろうなというの。つまり1人の市民がランダムにそのときにポンポンと入っても、事業の流れも政策の流れもわからないから、定点観測のようにずっと最初から最後まで関わらないと問題が発生するというか、そういう最後のところだけでつまみ食いの意見を言っても、あまり建設的な意見にならないのではないかとかというふうな、そういう問題提起でしたよね。

その辺は条例案で考えるべきなのか、それとも行政のほうでコーディネーターとしてね、本来職員はコーディネーターですからそこら辺は継続性のある職員が考えていただければいいのかなというの、私はちょっとその辺は思ったのですが、まあそういう御意見ね。それが市民参加のあり方としての一番最初のところで。

あと参加の方法として無作為抽出は非常に、今までどうしても公募で偏りがちだったのが、そういう公平感が出てきて、非常にこれはいいのではないかとというふうに。この方法論に関しては、皆さんかなり流山市らしさの目玉になるとかという形で、3人の方が積極的に評価している

ということで。これは単なる方法ですからね、簡単に今後取り入れられるなという感じがしましたね。

それからここが一番問題で、市民意見がどうやって合意形成をするかというのが、行政のすごい問題点で、4人ぐらいの方が。要するにいろんな市民参加で言ってもらっても結構だけれども、あっちを聞くとこっちが立たずで、どうやって温度差とか多様な意見をまとめていくのかという。市民参加をやってもいいのだけれども、どういうふうに受けとめていかなくはないのかという、その辺の合意形成を図るのが難しいという。これは行政の結構赤裸々な意見かなと思ったのですけれどもね。現場の声で、困っているという。ここは職員の今後の課題点なのかなと思いましたけれども、それはかなりありましたね。

あとはこれもすごく大きい問題で、市民参加と時間というところで。これはタイトルがちょっとおかしいのですけれども。つまり、市民参加を1つ1つ、1,000もの事業にどんどん入れていって、問題発見から実施、評価まで入れていったら、とてもとても、政策決定にも実施にも時間がかかってしょうがないと。常に流山は政策決定までが遅いと言われている、そういうところで時間がかかるということ、時間がかかることと市民参加をうまく入れていく、その兼ね合いをどうとるかという、これも本音だろうなと思ったのですよね。スピード感をどうやってクリアしていくのか。組織をつくるのも結構だけれども、7番目の人も、組織をつくるのも結構なのだけれども、決定が遅くなると。既に市民ニーズが終わってしまうのではないかというふうな、やはりこれも本音かなと思ったのですね。市民参加においての時間との競争みたいな。それも本音だけれども、市民参加条例でどう考えればいいのかよくわかりませんね。これがやはり一番、7人ですね。

(J 委員)

一番そこを感じました、私は。

(D 委員)

ええ、それはもうすごいから。市民参加は参加といたって、市民はせっかちだからすぐ結果を求めるではないかと。その辺がやはり。まあ



市民力の問題と、職員力の、両方の問題があるでしょうね、それはすごく大きく出ましたね。

あとは市民意見というのは、例えばよかった点として、市民からの持ち得ない民間のポイントがあつてよかったとか、一緒に解決していかなければいけないとか。あるいは市民意見も自治会を通じて窓口を一般化して、市民から上げてほしいとか。これも何か、何となく。ちょっと今の現状の問題なので、それはもうちょっと工夫のしどころがあるのではないかなど。道路問題についても、とにかく勝手に市民が、市民参加といって勝手に市民がぽろぽろ意見を出してもらっても困る、というような。これも何か現状の問題なのでしょうね。だからシステム化しようというのもあると思うのですが。条例をつくってシステム化しようというのもあると思うのですが。まあそういう、この辺も本音みたいなものです。

あとは提案審査会というのが、まあこれはいいのではないかとはいうけれども、市民がどういうところでうまく議論していくのか。行政側としてはもう少しじっくり、このものに対しての受け入れにしても、仕組みや構成をていねいに非常に考えていかないといけないというようなのが、企画政策課の課長補佐でした。そのことについては考えていこうという姿勢があつたということ。

あとコミュニティへの参加のところでも、ここは結構割と、まあどういう形で住民がコミュニティへ参加するのか、そうでなくても自治会の参加が少ないということがあること。あとはコミュニティの中に対して、総合評価や第三者機関の評価で市民がどうやって評価していくのか。それがコミュニティの全体の意見として、行政を納得させることができるのかどうかというような問題もあるのではないかと。それから、参加をどうやってとりまとめていくのか、というところですね。

それともう1つは、これは本当に実際の現場の話として、地域市民が交流の場をつくれといったってそれは難しいのだから、自主的に確保するという難しい部分もあるから、今まで縦割りだった公共施設の管轄を、横の連絡をとって市内の連携をとるといふようなことも、それも1つの連携ではないかというふうな、かなり前向きな現場の生きた声みたいなものも、1番でした、出ましたね。でもそれは言っている、個人の意

見ではなくてそのところで出たという、まあそれは市民だったら「大丈夫かな」ですけれどもね、でもまあそういう形が出たと。

協働に関しては、これは本当に協働できればいいという。市民の質も利益誘導型から変わってきたと。多様な市民がいるのだから、協働できればいいということで、行政単独ではできないという、だからやはり市民のネットワーク、市民力がすごいのだからということですよ。その辺であまり協働に対して突っ込んだ話というのは、どういうふうに協働を考えてつくっていくかというような突っ込んだ話はほとんど出ませんでしたね。今の協働でいいのではないのというぐらいですね。

参加への環境づくりとしては、要するに参加の市民をどう確保するのかが課題ではないかという、自分の個人的な経験から。まあそれは自治会にも参加しないというような、そういう問題もあるから、そこは課題ではないかということですね。あとはぶっちゃけた話、委員と行政が本音を言えないから、飲み会などで雰囲気づくりを苦労したという話がありましたけれども。まあそれはお互いに市民と委員とが、どんどん市民参加できればそういうこともできるのではないかという、現状の問題をおっしゃっていました。

次のページの、職員の意識ということで。これは1番としては職員に求められる能力とか、流山市がどういう姿を目指すとか議論をしている中で、職員像を提示していきたいということがありますから。その中でやはり市民参加という意識開発というのがかなり大きくなってくるとは思うのですけれども、あまりその辺のお答えはちょっとなかった気がしましたね、何となく。市民参加ということに対する職員意識の啓発というような質問があったと思うのだけれども、あまりそれにピンとは来なかったような気がしますね。あとはマナーや窓口対応の研修をしているという、そういうお話でしたね。

それから条例の構成ということで、これは多分アドバイスなのだろうと。最後のところはよくわからないのですけれども。要するにこれは条文として施行規則までをうたい込んでいますよねということで。それが1つの一番大きい課題ですねと言われているのだけれども、何かよくわからないのですね、私も。そうやってそういう仕組み、構成になっているということをおっしゃっているのだろうと思うのだけれども。だからそう

ですよと思うのですけれども。

それともう1つは、趣旨がそれぞれに、前は趣旨を全体にしていたのだけれども、それぞれに行政参加、市民参加などで、趣旨とか書いてあるのは、それは1つずつに書かないで全体で総文的なところにもってきたほうがいいのではないかということ。「拝聴していくというような進め方が望ましい」ちょっと最後はよくわからないのですけれども。まあ条例に対する校正のアドバイスみたいなものをいただいたかなというので。これをどう考えるかではなくて、こういう表現で、ちょっと表現の正確さを欠くかもしれませんが、まあこんなところだったかなということなのですが。

(E 委員)

これは一番の問題はやはりスピードの問題と、合意形成をどういうふうに図っていくか。これはスピードと裏腹の問題なのだよね。例えば合意形成だとすればね、一番の問題の中でも、同じメンバーがずっとやるのならいいけれども、途中から突然入ってきたってわからないのではないかと。それはそうなのだよね。

(D 委員)

ゼロから質問したくなったりするからね。

(E 委員)

そうするとやはり委員会方式みたいな形で、まあ名前は委員会でも何でもいいのだけれども、あるメンバーとして参加して、その人たちがそのテーマについては動かないでずっといく、というような方式にしないと。ところがそうやると、合意形成ができないから時間がかかるのではないとか、片一方では言っているわけよ、また。

(D 委員)

それでね、ここの中で私が気がついたのは、複数の市民参加というようなことをあまり意識されていなかったかなと思うのですね。とにかく何かもう課題発見から全部何でも市民参加で、市民がとにかく居たがる

というふうな、そういうイメージでしかとらえられていなくて、あまりシステマ的にとらえていないような気がしたのですね。その辺はやはり……

(E 委員)

現実に我々の中にも、その辺はあまり触れていないのだよ。

(D 委員)

いや、触れています。

(E 委員)

例えばこれだけザーッと読むと、いろんな人が10人くらいそのテーマについて入ってきてね、言いたいことを言って、「それでは結論は何なの」と。「合意形成ができていないではないの、市民の意見として」というような印象を彼らは持ったのではないかと思うわけ。

(D 委員)

合意形成というのは市民同士で合意形成するのではなくて、行政の中で多様な市民がいろんな意見を言って、その中でどうやって合意形成とかコーディネートをしていくかというのはその中でやることであって、行政の職員もはらみながらやっていくというのは大変な問題だと思うのですけれども。

(E 委員)

そうなのだけれども、現実にはやはり市民がこういう場で、そちらに職員さんがいて、こちらに市民がいてね、こうやるではないですか。するとやはり職員さんは押されますよ。市民の言うことを聞かざるを得なくて、聞こうということにやはりなってしまう。

(D 委員)

だけれども十人十色だから、市民の力に押されるより十人十色の中に、十人十色の市民の意見をどうやって合意形成を図ろうかというのは、悩

ましいところだと。

(E 委員)

だからそれが悩ましいから、だからこのままではちょっと困ったなというか。

(D 委員)

だからはっきり言って、どちらかというところ「ちょっと困ったかな」という。ありとあらゆるところで市民参加されて時間ばかりかかって。

(C 委員)

市民参加を進めるとすると、どうしても時間がかかるのはしょうがない感じですね。だからどこら辺で収めるか、というのが。

(E 委員)

それはやはり行政側としても、納期が決められているわけですよ。だからそれをね、市民サービスを落としてまで市民参加のほうを優先するのかという議論も出てくるだろうし。だけど納期までには間に合わせなければならぬ。それにはやはりある程度の会議体できちんと合意形成を図って、その会議ですよ、その合意形成が図れて。それは市が呼んだといえども、きちんとした形でタッタッと決まっていかなくては困るという面もあるわけでしょう。

(D 委員)

でもね、課題発見の部分の市民参加と、政策形成過程の市民参加とか、いろんな段階であるわけだから。そこで必ずしも合意形成というのがない場合もあるわけですよ。課題発見なんて合意形成はないわけですからね。いろんな人の市民ニーズというのをくみ取って。

(E 委員)

いや、やはり単なるテーマについてね、ここが問題の核心だと。問題点の最大の要因だ、これが解決しなければだめだというようなところは、

合意形成しないとだめでしょう。課題発見にならないでしょう。

(J 委員)

ただそこはとらえようの問題で、私は参加された職員の人たちは非常に真剣で、自分たちの問題意識というか責任感は皆さん強いのだなと思った。1つ象徴的なのは、定点観測で見てくれと言っていましたでしょう。これはもう完全に、政策マンというか企画マンとして、自分たちのやっていることに対して責任を持って見てくれという見方を言っているわけだけれども、市民参加はそこまで求める必要はない。だから私はあのときは時間があれば、さしで話をしてあげようかと思ったのだけれども。要するに、あの人はやはり仕事に対して非常に忠実だなと、それはもう誠実だなと感じた。

(D 委員)

でもそれは職員の当然のプロ意識であって。市民参加というのはそういう段階の中でいろんな市民の発想を…。だから市民参加と職員とを同等にとらえ過ぎてしまっているかな、という感じがしたのですよね。

(J 委員)

そうです。そういう意識でかなり皆さんとらえていたということはよくわかったのですよ。だからそこはちょっと我々が整理するときには、ほぐして、そう動いていただいているけれども、そういう見方ではないところだというふうに整理しておかないと。そのまま全部まともに受けてしまって、それをどういうふうに応えてあげようかという話にしまうと、なかなか応え方は難しいですよ。

(E 委員)

でもこれを、この解決策を条例に織り込めるのか、織り込むべきなのか。べきであったとしても織り込める可能性はあるのか、ということもちょっと考えないと。これはちょっと先生の意見も聞きたいよね。

(D 委員)

それともう1つ、ここで1,000を超える事業の中で、どういうふうに市民参加が進んで入るのかという線引きができていない、というのがどこかであったよね。

(E 委員)

それは線引きできているよね。総合計画とか、実行計画とか。

(D 委員)

市民参加と時間のところで。まあ皆さん結局細かいところは全部読んでいないという感じでしたね、ほとんどもう。だから現状の市民参加で考えられている、見えている問題くらいかなというような感じも意外として。

(C 委員)

結局、市民参加はやはりできるだけ多くの人がいろんな場面に参加できるというのを基本方針にしておいて、いろんな問題ごとに、例えばワークショップ形式でやるとかね、そういう条例に書いたものからうまく選んで運用していけばいいのではないですか。

(D 委員)

だけど、ルーティーン化しなければいけないとすごく先生に言われて。ルーティーン化というのは、実施計画の中で市民参加というのはどの段階でしているかというふうなものもね、事業ごとに書いていくとかって、必死であれで。あれで先生がどういうふうにコメントいただいたか、私は知らないのだけれども。

(J 委員)

その部分は、だから私がスピードの問題でもって「ああ、自縄自縛になってしまったな」と、御意見を聞いたときにね。結局仕組みを入れるということは、その分だけそれは時間がかかるということはもう歴然としているわけだから。そこの工夫をどういうふうにするかというところはあるよね、やはり。

(D 委員)

だからそのところが多少やはりかなり突きつけられているから。時間がかかってもこれでOKですというのもいけないし、どの辺でその部分は。定点観測の部分は私は意外とそれは全然問題ないと思うのだけれども。時間との競争の部分で、どちらかというところが面倒くさいというような感じがすごくあるのだけれども。そこは市民参加のポイントではないですか。だからそこをどういうふうに見せていくかというのは、大事なのかなというような気はしますね。

(C 委員)

でもある程度手間ひまかけて市民参加をやっていくことによって、住民の満足度も上がるのではないかというような面もあると思うのですね。

(D 委員)

ありますよ。それは参加していることによる達成感、見えなくて結論だけ求めているのではなくて、見えることによって「ああ、今この状況なのだから」というふうに分かっていくことの。

(C 委員)

だからそういう意味でいくと、市民の側もあまり拙速に結果ばかり求めないように成長してくれればいいのだけれども。そこまで要求するかどうか。

(E 委員)

この市民参加のあり方、特に1番目のところをよく見るとね、先ほどJさんが言われたけれども、非常に彼らはまじめに誠実に受け取ってくれていますよ、まず第一印象ね。だからこういう意見があるわけ。だからこのとおりね、条例のとおりやはりやらなくてはいけない、決まったら、というのは感じるよね。そうするとこういう問題は起こるよ、というようなことなのではないかなという感じがするよね。



(D 委員)

割と渋谷さんは元々自治基本条例の最後まで関わって、そういう部分に関わっている人だから、ちゃんと読んで見えていることだけれども。でも定点観測というのは、ある意味は、私は職員のプロの基本のそのこの責任の部分だろうと思うのですよね。市民はもっと自由な発想でもいいのではないかなと思うのですよね。

(J 委員)

うん、そこはだから私は必ずしも定点観測というのは要らないよ、ということと言いたかった。だけどあの場では言わなかったけれどもね。

(D 委員)

いや、私はちょっと渋谷さんには申し上げましたけれども、まあ議論することではないので、それ以上は差し控えたのですけれども。それよりもやはり、時間との問題ですよね。

(委員長)

私は職員との意見交換会に参加していて、つまり我々が3月終わった後1年間この市民参加条例がどういうふうになるか、それはパブリックコメントなどにかけてながら市民の意見を取り入れて市民参加条例を進めていくということと同時に、もう1つやらなければいけないことがあるなと思ったのは、職員の市民参加ということについての理解を深めると。これは市民とはイコールではなくて、やはりこれは行政の職員が変わって行って、市民参加をきちんと理解して、そしてやはり対応していくということを条例ができる前にやっておかないといけないなと。

(E 委員)

それはでも一朝一夕にはいかないですよ、そんな簡単には。3年も5年もかかりますよ。だからここにうたっているのだから。

(委員長)

だけれども、それはやはり少しでも早めないといけないなという。

(D委員)

だから環境づくりのところでね、職員の意識啓発みたいなものをここで述べているではないですか。あの辺りを人事の方も、職員の基本方針策定というけれども、意外と入っていないなというのは私も感じたので、その辺は……

(委員長)

そうですね。そういったことを我々も提言に、我々の検討案に添えてそういったことをやはり早急にあれしていくという。

(D委員)

それは強調すべき問題ですよ。

(委員長)

そういったことを感じたのが1つと。もう1つは市民との問題で、私は他の市でプランクスツェレと同じように、デリバレイティブ・ポーリングという、調査の方法でやはり無差別抽出でやる方法があるのです。それをやったときに感じたのは、やはり市民というのも結構賢いというか、やはり任されてやらされると、行政と対立の場に置くとどうしようもないのが、市民同士でかなりやっていると、びっくりするような知恵を出すなということですね。これは実感を持っているのですよ。

(C委員)

ここがそうではないですか。

(委員長)

それをもっと広げて、広げていっても大丈夫だという市民への信頼感というか安心感というか、それを持ってやっていくといいのかなという。

(D 委員)

それは職員の方が、市民への信頼感を持ってほしいという考えですね。

(委員長)

そういうことも含めて、研修というか。

(E 委員)

市民の中にはね、職員さんとうなつたときに、必ず敵対関係みたいな発言をする人が大勢いるのですよ。だからそれは市民にも言えることなのですよ。今のあれは、職員だけではなくて。両方で、お互いに信頼しあってというね、一番最初の趣旨に出てくるような、ああいう理念でいかないとだめなのですよ。

(J 委員)

だから、まあこの間は時間的なものがあまりなかったから、あの場でもってパツとこう、まあ皆さんも十分に読んでいなかったとおっしゃっている方もいらしたから、そういう気持ちで私も素直にああいう論議になったと思うのですけれども。やはり自分たちがこれを受け入れなければいけないという前提、そこまでどういうふうに思ったかわからないけれども、多分その気持ちは相当強かったのではないか、この中身については。それを前提とした感覚での意見というのが相当出ていたなと思ったのです。

だから1つ私も一番あつと思ったのは、こだわるわけではないけれどもスピードの問題。でもこれも、私から、また次にどういうふうに話しておけばいいかという、今の彼らの持っているタスクという考え方でいけば、そういう仕組みまで入れられれば入れられるほど、必ずこれは時間的な問題が関わるから、スピード感はなくなりますよという、当然だと思ふのですよ。

だけれども本当は、先ほどいみじくもDさんが言われたようにルーティンという話になると、では初めてその仕事をする人には、これが初め

からルーティーン化されていけば、そのことに対して別に、今、現状と比較することなしにきちっと入っていくやり方というのは可能なですよ。だけれどもそここのところを、だからこの間の意見の中では「スピードがなくなる」というふうに、そこは私は理屈の上では返せると思っていたわけ。だけれども全体で見て、やはりあまりしつかり多すぎると、これはどう見たって政策実行に対してはかかるねと言われてしまうのは、これは少し反省しなければいけないなど。

(D 委員)

だけどね、仕組みをぎりぎりにつくらないと、やはりそれは機能して実効性を確保するという、そこにまずは焦点を置いたわけではないですか。市民参加を実質的なものにしていこうという。ではそこをちょっと入れたほうがいいのか、その辺は。

でも意外とやってみたらいいのかなと。今はとにかく、今はそういう仕組みが本当に、庁内的な、全庁的な仕組みというのがないわけで、それぞれが考えてちょっとやってみようとか、何かしてみようだから。それが動き始めることによって、その辺は、では時間の問題というのはどういうふうに、先ほどJさんがおっしゃったように、その仕組みをちょっと緩めて、ガリガリになっている仕組みをもうちょっと緩めるのですか。それとも……

(E 委員)

ちょっと僕は、1番のこの「市民参加のあり方」ね、1,000の事業にどうやって入っていくのかと。それからスピードの問題ね、定点観測とかね。この辺のことはちょっと先生に、こういうことを条例に織り込むべきなのかどうか。織り込むのだったら、どういう形で織り込んだほうがいいのか。「いや、これはちょっと織り込むあれではないので、運用面の何か別の形でちゃんとそれを考えたほうがいいのか」というのか。その辺はちょっと僕は全部わからない。だから1回聞きたいのですよ。

(D 委員)

それと、いわゆるルーティーン化をすごくガリガリにしているから、もう少し抜いてもいいのかなという気も、反対にね。これをそのまま書くのではなくて、そういうことによって少し裁量とか運用を広くしていくことによって……

(E 委員)

うまく書けないのだけれども、こういう意見を条例の中に取り込んだほうがいいのかどうなのかという点。そのほうがうまくいくのか、要するにうまくいくかどうかの問題だから。職員さんもやりやすい、市民の意見も通りやすいと。それがうまくいくには、こういう意見、問題点を条例の中で解決すべきなのかどうなのかということ、先生にちょっとアドバイスをいただきたいということです。ちょっとここがわからない。

(D 委員)

いや、だからスピードの問題なんていうのは直接書かなくて、そういうふうな仕組みを工夫して運用を工夫していく中でやってもらうというのが、スピーディーになるという。それとも……

(J 委員)

一言で言えば、運用に幅を持たせればね。

(D 委員)

持たせればいいわけです。ただ、今は運用を勝手に、ほら、先生がよくおっしゃっていた、自分が都合のいいように運用しては裁量ばかり多すぎてはいけないよという部分で、そこでギリギリギリッとルーティーン化していったわけだから。やはりその辺をもう少し緩めても、例えば庁内マニュアルぐらいに元に戻しておいてもいいのかなとね。そういう感じのやり方でもいいのかな。まあだからその辺は先生にそういうことも含めて聞いてみるというね。

(E 委員)

僕も市役所のいろんな方とおつきあいしていると、まあ統計をとったわけではないから理論的ではないかもしれない、感覚的だけれども、ちょっと民間の仕事のペースよりはかなり遅いですよ。だから、その彼らが言っているようにもっと遅くなるよという、ちょっとえらい大変なことになるんだよね。

(D 委員)

でも、民間の場合は市民参加というそういう主権者がいて、そんなことはする必要はないわけではないですか。

(E 委員)

そうではなくて、ただ単なる仕事の進め方。例えばこれを手紙に書いておけと言ったときの、スピードの問題で。

(D 委員)

でもね、そこは市民参加というのが入ったときに、単なるスピード、だから彼らも、スピードは遅くなるかもしれないけれども合意形成ができるから、それがその後でスムーズにいくのではないかという、プラス面もちゃんと評価しているのですよね。つまり、ある日突然ポーンと来た条例が、やれ「市民の皆さん、考えてください」と言っても、それはうまくいかない。市民が時間をかけて作り上げていったものが今度出てきたときには、反対にそれが実効性のあるものになり、うまくいくのではないかという評価意見も出ているのですよね。だからメリット・デメリット両方で、彼らもちょっとどうやって考えればいいのかと悩んでいるのですよ。だからそんなにスピードというのは……

(E 委員)

非常に前向きに悩んでいる感じがするよね。

(J 委員)

突き詰めていくとそう感じますよね。だから合意形成ということがそういう観点で非常に気にしているということは、非常に前向きに気にし

ていただいている。

(E 委員)

恐らく今までの中でも、何かのそういう市民参加の局面があったときに、声の大きい人に引きずられてしまうと。全体の合意形成ではないのにも関わらずね。最終的にどこかにいってしまっ、というようなことを体験されているのでしょうか、きっと。そういうのを感じるから、だから合意形成ということを盛んに言っておられるわけですよ。

(D 委員)

それと、やはりこちらが立ったらあちらが立たずで、その辺をコーディネートするというのがすごく行政として難しいという。その辺は、まあそれが行政のコーディネート力を高めないといけない部分だろうと思うのだけれども。その辺は現状の問題として、もっともっとそういうコーディネート力というか職員力を高めていくということをしてもらう必要もあるのではないですか。

(J 委員)

それはだけれども市民参加条例の中での問題ではないよね、別問題だよ、それは。その問題は別ですよ、今のコーディネートの話は。

(D 委員)

いや、でも参加で合意形成を図るときにその辺は、例えば十人十色の意見が出たときにどういうふうにそれを結論にもっていくか。

(E 委員)

多分これから3年、5年かけて何十回とやっていくうちに学習していくと思う、多分。市民側も、職員側も。それでそういったどこかで妥協する、あるいはどこかでまとめる、すり合わせして調整してまとめる、という着地点を見つけるノウハウをきっとお互いに見つけ出すと思う。

(D 委員)

私はそれはやはり、習うより慣れろで。

(J 委員)

もちろんそうですよ。それはもう一番必要なことであって。

(E 委員)

それを今から考えても思いつかないけどね、やっていくと、きっと学習すると思いますよ。そういうことは、実際我々にも結構あったしね。

(J 委員)

激変というふうに思われてしまうと、きつい話だと思いますよね、結局。まあだけれども民間だって、散々激変でもって生きてきたけれども、我々も。

(委員長)

意見交換会の出た意見とは別個に、そこに意見交換会のアンケート結果というのが出ているのですね。

(D 委員)

これは須郷さんがまとめていただいたもので、これがアンケートなのです。私は今日初めて見たので、ちょっと何とも言えないのですが。一番最後、気になったのは、「本日の意見交換会についての御感想・御意見等」の中で、(5)「誰も本音を言えなかった気がします」と。私は本音を言ったのではないかなと思ったけれども、こんなことが書いてある。

(E 委員)

それはああいう正式なオフィシャルな会合ではね、なかなか本音は出てこないよ。

(D 委員)

でも本音が出てこなくても、あれが御意見としてうけたまわっている



のだから。

(I 委員)

本音とは、どういうことなのですかね。やっても意味がないよとか、そういう話なのですかね。

(E 委員)

そうそう、極端に言えばね。例えばね。

(D 委員)

でもこれはまあやや1名だから、まあそんなに。これだけパカッと目についた。でも、やはり合意形成が難しいとか……

(J 委員)

でも「2回目の意見交換会を希望します」というように書いているね。

(D 委員)

「希望します」もありました。その辺になると多分もうちょっとリラックスして言えるのかなという。結構皆さんしゃべり始めると止まらなかつたではないですか。だから私はね、どんどこいろんな形で言いたいことはいっぱいあるんだな、というのは感じました。

(E 委員)

これはちょっと遅いかもしれないけれども、これがどなたかが書いてくれているのだけれども、庁内にも職員さんだけの検討委員会みたいなものが同時並行で進んだらいいかもしれないね。

(D 委員)

「庁内合意が困難になる」と書いてますよ。コミュニティ課のお仕事ではないの。

(C 委員)

いろいろ意見があるということでしょう。

(D 委員)

というよりね、いろいろ意見があるのではなく、市民参加はもう全面的に受け入れるわけだから、そののところをどうやって進めていかなくてはいけないかという、いわゆる職員の意識啓発ですよ。その辺の部分をやはりしていかなくては、なかなかまだまだちょっと市民参加は時間がかかるというような、そのデメリットの部分をとらえているということだと私は思うのですけれども。

(委員長)

正直言って、5番のような意見がありますけれども、私があそこで感じたものよりは、この意見を見る限り「ああ、前向きなんだな」と。こちらがあそこで感じたより前向きなんだなというような感じですね、私の率直な感じは。

(D 委員)

1 1番なんて、行政への市民参加で、市民が行政を監視する視点を重視して事業実施や条例・計画づくりに参加すると、本来の市民ニーズの把握にはならない。チェック機能及び市民ニーズで一義的なのは代議制の議会である、と書いています。

(J 委員)

これは全部アンケートなのね。あの場ではなくて終わってから書いていただいているから、だからまじめに考えているんだね。これは今初めて見たから、もっとじっくり読みたいな、僕は。

(D 委員)

だからまあこの辺はすごく、書いてくれたということに対してはいろいろ意見が出てきているわけですから。これを本来こちらのほうに入れ込んでいかないと、ちょっと見えないのですけれどもね。

( J 委員 )

ちょっと私もお聞きしたかったのだけれども、この前に出ていただいた方というのは年齢的にどのくらいの方なのでしょうか、皆さん。年齢というか、職員の経験年数というか。

( E 委員 )

30代後半から40代前半くらい。

( 兼子コミュニティ課長 )

とりあえず15年から20年です。

( J 委員 )

ではもう皆さん一人前なのだね。

( D 委員 )

だから40代くらいですよ。議会への市民参加、骨子案についても結構書いてくれていますよ。1つだけ、あのときに御意見出たのは、ちょっとごめんなさい、ここに書くのを忘れたけれども、議会への章が薄いような気がする、という御意見があったのですよ。そうしたらこちらには結構書いていますよ。あのときは、そこは言いにくかったのではないですか、やはり。口頭ではね、議会についてはね、言いにくいよね。

( E 委員 )

だから、ここに書いてもらえばいいのですよ。それが本音なのだから。それがね、あれだけのところでね……

( J 委員 )

これは重いな。職員の方がこうやってここだけ一生懸命に書いてもらって、これは重いですね。間に入ってしまったな、これは。

( D 委員 )

「一番濃い状態と見た」って何ですかね、これは。6番の議会への、

「その他、骨子案全体に関すること」ということで、7ページの(4)、「一番濃い状態と見た」って何でしょう。これ前後に何かあるのですか。

(事務局・須郷)

ありません。

(E 委員)

凝縮しているという意味かな。

(J 委員)

良いようにとると、内容が豊富だということですか。

(D 委員)

それから、ここに書いてあるのは、「かつての「まちづくり創生塾」のような、地域回帰の退職世代が地域に軟着陸できる研修塾のようなものがないと、協働市民や自治市民が育まれないと考える。」、これはすごくいいと思うのですよ。協働の中で、こういうふうな、要するにこういう職員の世代とかそういう人たちが、一緒にまちづくり塾みたいなものでやっていくとか。

(C 委員)

肩書きを背負ったまま、行政にもの申す方が多いとあるけれど。

(D 委員)

それは、あるのではないですか、特にサラリーマンの方たちの意識せずに。ちょっと上のほうだったら上だったというような形でね。僕扱いにしたくなるのではないですか。まあそれはそれで。

でもどうなんだろう、直接に条例にというのは、先ほどのやはり時間の問題とか何かで、これはちょっとちゃんと見ないといけないのですが。

(E 委員)

そうだね、これはちょっとじっくりと。

(D 委員)

次回に、この中にまた入れ込んでみましようか。今日はできないな、私。

(E 委員)

この中でも、やはりいくつかの大きなポイント、いくつかに絞られてくるのではないのかな。

(I 委員)

先ほどの時間の問題と、やはり事業をある程度絞らないと、というよ  
うな、やはり大きいところにありますよね。線引きの対象も。

(D 委員)

でもね、対象事業をあれだけ挙げているというのは、ごく当たり前の  
ことなのですよね。これは流山の独自ではなくて。市民参加の対象事業  
というのは、基本構想とか何とかいろいろ書いてある、あれなんてどこ  
の市でもほとんど当たり前のことなのですよ。それを絞れというのは、  
ちょっと……

(E 委員)

だからそれは、一番最初に書いたのだけれどもね、事業は1, 000  
事業ある、1, 000 幾つあると。それに全部市民参加してくるみたい  
な印象を受けているわけ、彼らは。

(D 委員)

でも私も、本当はどうなのですか、よくわからない。本当はどうなの  
ですか。

(E 委員)

知らない。彼らは、ここに書いた人は、そういうふうにしたという

のでしょう、一瞬、きっと。

(D 委員)

でも、そうかもしれないではないですか。

(H 委員)

この認識としては、どのくらいなのですか。

(D 委員)

どうなのですか。私はだからそう思ったのですよ。だって、対象というのはすごく開いていて、「可能な限り市民参加を図ること」と書いてあるわけだから。

(E 委員)

だけれども1,000事業というのは、聞くところによると、あまり詳しくないけれども、結構かなり細かいことまで事業という名前がついている。

(I 委員)

ただやはり、先ほどのこの、まあ組織のところとかにもなると思うのですけれども、運用になった後のお話になると思うのですけれども、やはりある程度絞っておかないと、やりやすいのしかやらない。裁量を持たせてしまうと、やりやすいものしかやらないというのになって、本当はこういう分野のところに参加したほうが良いというのを、やらなくなる可能性が。

(D 委員)

いや、私は対象にすべきで、絞るなんていうのは基本的にそれはちょっと違うかなと思うのですよ。それは市民参加で……

(C 委員)

だってそこら辺で、ある事業については意見を言う段階だけかもしれ

ないしね。いろんな組み合わせがありますよ。

(E 委員)

これね、Dさんから頂いた資料で、参加の対象の5つにあがっているのだけれども。これを見るとそんなに細かいことには関わっていないような気がするのだよね。

(D 委員)

いやいや、入りますよ、これは。これは主なもので、その他、事業化とか。それと、課題発見なんていったときに、それはまだ事業化もできていないようなものに対しての課題発見をするようなこともあるわけではないですか。だからそれはね、絞るといえるのはやはり、それはもう1,000の事業を見て行って、私たちが本当に見ることができるのなら見たいですよ。でもわからないところでね、対象を絞るといえるのはできないし。だから基本構想とか基本計画とかね、もちろん重要なものをここに挙げているわけで。それが、例えば市民参加といたしたときに、まあパブコメを1つやって、あともう1つ何かしてくださいよといったときにアンケートなるかもしれないし、というような形で。必ずそこに何名かによってこういう会議を開くかどうかは決まっていけないわけではないですか。

(I 委員)

今、パブコメをやるのかというものは、どういうものに対してパブコメをやるのかという規定みたいなものはあるのですかね。

(兼子コミュニティ課長)

まず市民の不利益・利益、利益にまず関することだとか、あと条例制定とかそういう場合は。ただ、税は違います。

(D 委員)

税だけ違うのよ。税については、何も言うてはいけませんと。

( I 委員 )

あれは何か自治基本か何か、結構違う法律でなっているのですよね、税とか費用は。お金のほうは。

( D 委員 )

そうそう。でもね、それが段々崩れていったりはしているところがありますね、参加条例で。

( E 委員 )

「市民に大きな影響を与える条例の制定」と書いてある。

( D 委員 )

だからそれなどは手数料を上げるとか、税を上げるだとか。だって環境税をね、例えばここで流山市で環境税をやろうかといったときは、それは考えなければいけないしという。この辺はあえてすごくあいまいに書いているのですよ。

( C 委員 )

だけれども、事業はやはり絞らないほうがいいと思う。時代によって重要度が変わったりすることがあるし。

( I 委員 )

まあ、そうですね。

( E 委員 )

それと、この事業に、例えば 1, 0 0 0 と番号がついているとしましょう。そうしたら 7 6 1 番事業に市民参加したいという制度が何かあってもいいのではないかなと思う。

( D 委員 )

では例えば、1, 0 0 0 の事業にバババッと、まあ実施計画に挙げられている 1, 0 0 0 の事業をバババッと市民に見せて。それでこんなの



を市役所がやっているのだと。まず市民が知らないものね、まず。へえ  
っと言って。それでここに市民参加したいよね、というのもありかも  
ね。

(H 委員)

そういうふうには選ばないと、結局は全部と書いたら、だってやってく  
れなさそうではないですか。

(E 委員)

だから大体はここなのだよね、この 1 ページに書いてある。

(D 委員)

でもはっきり言ってこれでほとんどカバーできている、実を言うと。  
非常に市民生活に大きな影響を与える制度というのは、全部入っている  
のですよ。私はそれを意識して入れたのです。

(J 委員)

ここで面白いことが書いてある、2 ページの (12) に、「すべての  
事業に市民参加では、マニアックな市民を助長するために非効率的な事  
業水準になる」と。オンブズマンびいき市民というのは、すぐ K さんの  
名前を思い出したのだけれども。だから、こういう人たちがやはり出て  
くると。それで行政も疲弊すると言っている。

(I 委員)

確かにそれはありますね。

(D 委員)

でもね、必ず何人かいれば絶対そういうマイナス的な御意見も出るわ  
けです、それも市民ですよ。でもそういうつきあい方というの、や  
はり。市民同士でそういう部分もお互いに牽制しあったり、お互いにそ  
れを調整したり、擦り合わせたり。行政もそういうところで擦り合わせ  
たり慣れたりするということは。人間社会なのだから、そんな建設的な

合理的な意見ばかりなんか言いませんよ。

(J 委員)

もちろんそうなのですけれどもね。ただ、端的に感じたのは、こうやって見ていると職員の人というのは、やはり行政に携わっている人の見地から考えているのだと思うし。逆に言うと市民のは、そのとき出てきた人の、やはり自分の目を見た市民参加という極めて狭い見方でもっているいろいろな意見を出されているなど思っているから。

実際に、だから逆に言うと、行政の部分というのは相当これで参考になってまとめられるのだけれども、議会のほうを見てみたらこれは、2つに相反しているのだよね、これね。議会に対しての考え方というのは、やはり。両方の意見が出ているね。

要するに、二元代表制からいってなぜそんなことをやらせるのだと。議会にこれなんか無理だよというふうに、まったく否定している人の意見もあるし。それから「議会は市民の信託を受けているとの理念があるため、云々」とあるけれども、やはり「議会をチェックして監視する機能を盛り込んでみたらどうか」という前向きな意見もあるし。ここは取り合わせが難しいかな、ということは感じましたけれども。

(D 委員)

でも、私たちの基本路線に沿っている御意見があるわけだから、そのところをちゃんとすればいいのではないですか。

(委員長)

それで、18日、今度は先生が参加する委員会が次なのですけれども。この職員との意見交換会、これについて今、皆さんで議論したのですが、これをどのような形で次の場に出していくかと。

(D 委員)

先ほど大きく、市民参加の時間の問題とか、定点観測の問題とか。それでそのときに話し合った、例えばルーティーン化を、ギリギリしてルーティーンにしているものを少しタガを緩めてもいいのではないかと、

緩めるような形でできるものだろうかとか。そういう意見をちゃんと傾聴すべきとか、その辺をもう一度再考してみる必要があるのかどうかというのを、先生に聞いてみたいですね。

(E 委員)

まず手順として、これを先生に送っていただきたいな。こういう意見が職員さんから出ていますと。

(D 委員)

これだけだとちょっと読みきれないので、これもやはり含めないといけないと思う。

(E 委員)

いや、このままでいいよ、時間がないから。これとこれ。それで先生に読んでもらう。そして、それについて先生は先生でまた何かいろんな課題を見つけてくると思うけれども、我々は我々で、今言ったその合意形成の問題とスピードの問題とか、いくつかテーマがありますよね、線引きの問題とか。そういうのを先生にお聞きする前に、前もって……

(D 委員)

だから市民参加の対象への線引きの問題、市民参加と時間の問題、これからのあり方みたいな。

(E 委員) 0

参加した場合の市民としての継続性、それから合意形成の問題を。いや、そんなのは関係ないのだよと言うかもしれないし、わからないから、その辺も聞いてみたいからね。というふうにしたらどうですか、委員長。これを送って。

(D 委員)

でもこれを直接送るのは、私はちょっと…。先生がパッと読んで。まあパッパッとチェックして、ちょっと気になるところを。だから反対に

ね、ここで本来だったらこの職員との意見アンケートの結果の部分の気になるポイントだけを、聞きたいポイントだけをピックアップしたほうが。あまりにもちょっと失礼かと。

(E 委員)

いや、僕だってそうなのよ、これに全部コメントをしてくれと言っているのではないですよ。ただ全体としてこういう意見が出ているので、大きな流れというか、それを嗅ぎとってほしいし。それから、この中で幾つか大きな重大問題があるのではないかと。これはやはり確かに条例に織り混ぜてはまずいよ、というようなことを見つけてほしいと。

(D 委員)

それは先生にもお願いして、私たちは今日これはもちろん初めて見たので、自分たちも少しこの中で、職員の人アンケートの記述式のほうを、ちょっと聞きたい点をそれぞれ2つ3つぐらい……

(E 委員)

先生には先生でお願いしておいて、我々も我々で、ちょっとこれについて質問したい、ということを考えると。

(C 委員)

先ほどちょっと遅刻して申しわけなかったのですけれども。今後2月に向けて、18日の今度先生が来たときには、何かペーパーを出すのですか、こちらから。出さなくていいのですか。どういう状態なのですか。ちょっと今私が考えているのは、コミュニティ部会でちょっとコミュニティに関することだけを読み合わせしてみようかなと。議論をやるのがいいのかなという。個人、個人だけで判断する話ではないのかなと。

(E 委員)

Cさん、今日冒頭で今後の2月末までにあと5回しか会合がないのですよ。その5回のうち、何と何を最低やらなくてはならないかという議論があつて。完全にまとまったわけではないけれども、皆さん方の大方

の意見は、まず市民の意見と職員さんの意見がある程度まとめる、それを条例に反映するか反映しないか、するならどう反映するか、みたいなことをやらなくてはいけないのが1つあるでしょうと。

それから前回20日の日に関谷先生からコメントをいただきましたよね。それに対して、自分の担当のところをこういうふうに修正したけれども、先生これはどうでしょうかというような投げかけが1回はいるのではないかと。

あとは全体の見直しの中で、重点項目の背景、コメント、ちょっと補足説明みたいなことを入れる部分があるとなれば、それを考えなくてはいけないのではないかと。それは全体の見直しで一緒にいいですよ。それからあとはまとめと。

全部であと4回ぐらい、4つのテーマが最低あるわけですよ。1番の、市民と職員の意見をまとめるというのに2日はかかるとすると、あとのテーマは、1日1つずつなのですよ。

(C 委員)

まとめも結構2回ぐらいは要るのではないですか。

(E 委員)

いや、だからまとめながら全体を見直していく、というのが1個ありますよね。それで最後はもう……

(C 委員)

いずれにせよ2月下旬に報告書を出しますよね。その報告書をまとめるのに字句の修正とかいろいろあるのに、私は2回ぐらい要るのかなと。

(E 委員)

だからそれは全体を見直しながら、それを入れてまとめとすると。

(C 委員)

それでね、コミュニティも結構いろいろ意見があるから、18日の前

に部会でも開いてちょっと皆で議論しようかなという感じは今思っています。全然誰にも話して相談していないのですけれども。それで、例えば18日にまず何をペーパーで出すのか出さないのかがちょっとまだよく見えなかったから。18日もやはりこの資料に基づいて先生を交えて、先生に前もって送って。

(委員長)

資料に基づいてというよりは、まず職員と、市民との意見交換会、この話を、取捨選択ということではなくて、どういうふうにするかという議論で、とりあえずは職員との意見交換会の話をしているということなのでですね。

お三方が後から見えましたので、日にちの件は今具体的に言いますと、12月18日、これは関谷先生が御出席。1月15日、これも関谷先生が出席で、これは午前10時から12時。その後1月24日、夜7時から。2月7日夜7時から。最後に2月19日朝10時から、これは関谷先生出席。というような予定で、今これからの予定、5回を予定しております。

(C委員)

そうすると報告しますのは19日で関谷先生が最終的に確認した後に、別途出されるということですね。

(委員長)

そういうことになりますね。

(C委員)

それは市長さんに出すのですか。

(委員長)

まあこれは市長ですよ。そこのセレモニーをどうするかというのは、ちょっとまだ。

(C 委員)

とにかく2月19日で報告書は完成と。

(委員長)

はい。1つ重要な要因としては、議会との意見交換会についてはまだ見えていませんから、市長への中間報告をどうするかと。それ次第では議会のほうも変わってくるという要素があります。

(D 委員)

ちょっと提案ですが。これはそれぞれのところで全部、市民の意見、行政の意見が書いてあるので。私は今ここを、行政への市民参加のところを、まとめられることはかなりパーッとまとめられるのです、簡単に。それでここを、コミュニティへの市民参加とか、それぞれ自分のお持ちの担当分があるではないですか。そこで気になる部分というのをちょっと自分の担当の部分のところをまとめて、ちょっと手短かに発表してもらって、そこに疑問のところを先生に御質問するというのがいいのかなと思うのですけれどもね。

(J 委員)

今持っている素案というか、あれをベースにして、意見交換会に出されたものをどういうふうに結びつけられるか。あるいはそこをどういう取り扱いにしたらいいかと。そういう目線で整理すればいいのね。

(D 委員)

だからこれはね、記述式のアンケートも、読めば大体私はここで出ていることと、ちょっとくらいプラスするぐらいなので、そんなに多くは。もちろん違ったことは書かないわけだから。そうしたらそれは担当ごとにそれぞれがやってみて、それで絡めて「こういう問題点があるからどうだろうか」というふうに、もうこちらから投げかけたほうが。それで落ちた部分は先生にちょっとアドバイスしてもらおうけれども、やはりもうちょっとこちらが主体的に、この部分はどうやって……

(C 委員)

だからその前準備をコミュニティ部会を開いてやろうかな、というの  
はある。

(D 委員)

でも、これだよ。

(C 委員)

それと、市民との意見交換のものもあるし。だからGさんとかHさん  
にも意見を聞こうかなと。

(D 委員)

まあそれは別として、でもね、これはそれぞれ、職員の記述式の部分  
に関してと、意見交換会についてはそれぞれの担当がそのところは分  
析して把握するというのはどうでしょう。

(C 委員)

もちろんやるのだけれども。うちのやり方としては、ちょっと部会を  
開こうかなという。

(D 委員)

それはいいですけども、それは、ではやってくださいませ。私が今  
ここを読んでちょっと分析しようかなと思ったのですが、それはコミュ  
ニティだともうコミュニティ部会に投げればいいかなと思ったので。そ  
ういうふうにすると、そんなに、これはパッとまとまってしまうかなと  
思うのですよ。

(委員長)

タイミングとして、次まであともう10日、18日までに。18日、  
先生が参加のときに、今の話しているものは事前にまとめて先生に出す  
形をとるのか。もう18日に……



(D 委員)

いや、もう18日にぶっつけ本番です、各部会ごとに。だからそれはそれぞれが部会を開いてもいいし、担当でそれを持ち帰ってそこに担当の視点で拾ったことを絡めながら、これはどういうふうに扱うのか、ここは織り込んだほうがいいのか、ここはまあちょっと別だしね、ということ、先生に、もうこちら側から疑問形としてまずぶつけて、足りない部分は、これは資料を先生にお送りしておいて、ここを落としているよという部分は後から先生に補足していただくという形はどうでしょうか。そうすると、うちも部会を開いたほうがいいのかもね。

(委員長)

ということは、これは今Dさんから提案のあった職員との意見交換会で、そういう提案があったのですが。市民との意見交換会についても、ここに出ているポストイットなどを見ても、それぞれの担当の視点でひろって、そして18日にそれぞれのほうから先生にぶつけると。だからそれは、後はその過程において、行政・議会、コミュニティ、それぞれ部会をする・しない、それぞれの話し合いでそういった形で進めていくという提案ですね。皆さんいかがでしょうか。

(E 委員)

部会でやるよりも、あれではないですか、皆がもう思ったことを……

(D 委員)

いやいや、それはもう部会、こちらに投げられているから、私たちの部会は部会でいいですし。だからそれぞれの担当がとにかく中心として、責任を持ちますよということで。それで、ごめんなさい、このペーパーは、市民説明会時に出たのですか。

(E 委員)

ポストイット。

(J 委員)

ポストイットのやつは、Dさんのところにも行ったでしょう、私のところからメールで。

(D 委員)

今日もらっていますよ、メールを。これですよ。

(J 委員)

ポストイットの見解で行政と書いてある。

(D 委員)

ごめんなさい。これとこれはどう違うのですか。

(J 委員)

これは協働でしょう。

(E 委員)

協働です。これだけしか集まらなかったから。

(J 委員)

コミュニティの中に市議会が入っているけれど、作っていただいたのはCさんですね。

(C 委員)

これは私ではないですよ。

(J 委員)

どなたですか。コミュニティのところをまとめていただいたのは。

(H 委員)

コミュニティは私です。

(J 委員)

私の作ったフォーマットに、そのまま作ってもらったでしょう。

(委員長)

それはAさんが。

(J委員)

Aさんですか。これをもらえるとありがたいのですが、コミュニティの中に市議会が入っていたから。それと、須郷さんに、職員のアンケートの結果をメールでもらったら、議会のところをはがして、自分のところにはりつけるのですが。

(D委員)

そうですね。これをメールで流してもらおうといいですね。お願いします。ではこれもメールで流した方がよいですね。

では、須郷さん、そちらにはもう流してありますので、須郷さんのほうで流していただいてもよいですか。

(事務局・須郷)

はい。

(J委員)

それで18日までにまとめておけばいいのですね。

(D委員)

部会を開く、開かないはそれぞれの部会に任せるということで。

(C委員)

「市議会議員との関係をもっと密にすべき」というのがコミュニティブースに入っていますからね。

(J委員)

ポストイットだからやむを得ないですよ。それをこっちで拾わなくて

はならないから。

(D 委員)

これとこれとこれを見ればよいのですよね。

(委員長)

18日は2時です。

メールでどこかに集めるような話にはしなくてよいのですか。

(D 委員)

印刷ですよ。結局、ここの担当のこの部分はこういう形になりましたよという形で、これを先生にお伺いしたいということ、自分だけでも持っている、何を言っているのかわからないし、もしかしたら、このポイントを落としているよということがあるかもしれないから、自分がまとめたその部分を。

いつまでにしますか。土曜日の午前中にしますか。皆に送るのではなくて、須郷さんに送って、プリントアウトしてもらって、当日配ってもらえばよいではないですか。

(C 委員)

須郷さんとしては、金曜日ですよ。

(D 委員)

金曜日ですか。土曜日ではだめですか、1日短くなってしまう。

(委員長)

18日は、別なことで、9時半から会議、そして、15時からの会議といった具合に、ちょうどこの日は会議がだぶっていて、ちょっとコミニティ課は大変なので。

(C 委員)

須郷さん、いないですよ。

( J 委員 )

そうですね、須郷さん、いないですね。

( D 委員 )

では、自分でプリントアウトしてもいいのではないですか。

( 委員長 )

では、ここで、早めに来てプリントアウトするか、それぞれ自分でプリントアウトするかということにすると。

( J 委員 )

何部刷るのですか。

( 事務局・須郷 )

今、17部用意しています。

( D 委員 )

では、ここでプリントもできるのですか。

( 委員長 )

それはもう、少し早目に来て。

( 兼子コミュニティ課長 )

ですが、職員がいないのです。

( 事務局・高橋 )

土曜日は全部でてしまっているんで、時間がないので。

( C 委員 )

出ちゃっているって。午後は2人と聞いていますよ。

(兼子コミュニティ課長)

2人だけけれども、それまでに間に合うかどうかですよ。向こうの片づけとかをやってからですから。

(C委員)

でも、12時まででしょう、東部公民館が。1時・・・2時、そうか。

(D委員)

それでは、どこかで10円コピーではないけれど、自分でコピーしてくると。

(兼子コミュニティ課長)

ですから、前日までに出していただければ。

(D委員)

わかりました。前日までに出せる人は出すと。出せない人は自己責任で資料を用意すると。17部ですね。

(委員長)

はい、それで決まり。

(E委員)

自分のところの範疇の職員さんの意見と市民の意見を、自分たちで整理して、それを取り入れるか入れないかを、先生に質問すると。

(D委員)

その中からポイントと思われるような質問をすることを整理していく。それで自己責任で印刷する人は印刷して。とにかく資料は17部だそうです。金曜日までだったら須郷さんがやってくれると。

(事務局・須郷)

すみません、金曜日は5時までということで。

( J 委員 )

まあ私は議会のほうは、Dさんに意見をちょっと目を通してもらわないとね。

( 委員長 )

ちょっと事務局に確認したいのですが、関谷先生は1月2月の土曜日は、こちらのほうには第3土曜日の午後7時から予約済みとしているのですが。10時からですね、ではこれが間違いですね。

( 事務局・高橋 )

はい、10時からです。

( C 委員 )

1月15日と2月19日は10時からですね。

( 委員長 )

はい、10時からです。

それではそういうことで、18日に向けて御協力よろしくお願ひします。それでは今日始まる前にちょっとお話ししたことを今簡単に。今日はAさんが欠席なのであれですが。Cさんは、委嘱状は。

( C 委員に委嘱状交付 )

( 委員長 )

委嘱状をお渡ししたところで、今日最初に皆さんにお話ししたのですが、けれども、昨年11月23日に委嘱状をいただいた後、委員長、副委員長ということで1年間ということを決めまして。そして1年間たって、延期のこの委嘱状、来年3月末までの延期ということ、実は委嘱状をもらった段階で新たにきちっと、続けてこの委員会をやっていくために、委員長、副委員長をどうするかというのが筋だと思いますので。私としては、自薦・他薦、あとこのまとめに向かって委員長、副委員長を

どうするかということをお話しして、どうするかということを決めたいと思っています。自薦・他薦を含めて、御意見ありませんか。

(D 委員)

もう、と言っではいけないのだけれども、あまりないのですから、このままでいってください。継続していただきたいと思います、委員長、副委員長ともに。

(E 委員)

今までどおりの体制でお願いしますよ。

(委員長)

わかりました。あと限られた日にちですので、まあ頑張ってやっていくようにします。ではAさんにもその旨をお伝えして、この体制を継続ということにさせてください。

それからもう1つ、今Cさんからお話のありました、市長への中間報告。これについてちょっと見えるようにしたいと。18日に、今皆さんの御協力で関谷先生との話の中でかなり見えてきたときに、その内容をもって中間報告にするということで、事務局。

(E 委員)

中間報告はいつの予定だったのですか。

(委員長)

本当は10月末が中間報告だったのですが。

(兼子コミュニティ課長)

事務局もちょっと悩んでいるのですが、実は2月下旬でもう報告をいただくわけですね。その中で議論の中の中間報告というよりも、もうそのまま報告ということでもいいのかなど。

(委員長)



そのときに問題になるのは、議会との意見交換ということをやるとすれば、市長に報告しておかないとまずいという話があったと思うのですが。その点についてはいかがですか。

(兼子コミュニティ課長)

ただ、今このままいったときに、一般報告などが3月なのですね、今。本来は12月でこれはやっているはずで、10月に中間報告をいただいて、今このような進捗状況ですというところ。これはちょっと若干のびていますので。このままいくと、まず3月議会の報告という状況で。ただ、懸念するのは、今、委員長が言ったように、議会との直接の対話というのはできていない状況ですよ、そこら辺なのです。ただ、そこをうまく、報告としては3月の報告ということとはとらえているのですが、その前段で提言書をいただく前に議会とどのように絡めるかというところかなというふうに考えます。前段で提言書をいただいた後、3月の議会で一般報告という考え方は同意しています。

(E 委員)

中間報告は必要ないと。

(兼子コミュニティ課長)

時期的な問題なのです。

(E 委員)

はしょってしまってもいいかなと。ただ、議会はそれでもいいのですか。

(兼子コミュニティ課長)

議会も、本来だったら最初、12月議会に若干の進捗状況等の報告ができたのですが、ちょっと今伸びてしまいましたので。それで提言書をいただくという形になると、中間報告としては特に今どうなのかなと。ちょうど今、議会中ですね。次が3月になるのですよ。

( J 委員 )

提言書の内容というのは、議会に報告するというのは、その提言書の内容を報告するのですか。

( 兼子コミュニティ課長 )

盛り込む内容ですね。

( J 委員 )

盛り込む内容ですか。要するに、中身そのまま見せる、報告するということではないのですか。

( 兼子コミュニティ課長 )

いや、いただいた提言書そのまま報告するということです。

( J 委員 )

そうするとそれについて当然、議会の中でもって今度は質問通告が出されてくる可能性がありますよね。そうすると逆に言うと、もうその段階では我々の手を離れてしまっていることになるわけだから、そうすると全部行政のほうでお願いしてしまう話でしょう。それでいいのかどうなのかですよ。私がイメージしたのは、今、議会が、まあこの間もお話ししたように、6月の時点で、戸部さんなどが言っている、会派でもって取り上げたいようなことを言っているし、議会の中でも特別委員会をつくりたいとかと言っているし。そんな意見が議会の中で正式に出ているということは、そのままうやむやにできてしまっているのかどうかね。

その前のところで我々が接点を持つとすれば、可能性として、それはとてもではないけれども議会をまともに相手などできるわけがないですから。それは何人かの特別委員会の中のメンバーのあれとあれでフリーに話をする、というような形になるのではないかと思いますね。委員会そのものと我々とは接点ができないはずだから。そういうところをイメージしたのですよね。それは必要があるのかないのか、ということで。逆に、その段階でいろいろ議員に言われたからといって、やり直します

なんて話になるわけないからね、それは。だから、その辺はどうなのかなと思って。

(兼子コミュニティ課長)

すごく微妙なのです、そこが。今のJさんの話の中で微妙というのは、今、委員会でいただいている、まあこれから議論していただく盛り込む内容によっては、まあ認めない部分がすごく大きくなりますよね。

(C委員)

職員でさえ、ああいう意見がでてきているのですから。

(D委員)

議会はもっとシビアだと思います。

(兼子コミュニティ課長)

自治基本条例の中では当然出てきているわけですから。そのための議会基本条例もあるわけですね。そこは本当に微妙、我々も何とも言えない状況がありますね。

(D委員)

だからそれはね、もう行政にその辺は、もう議会と行政の問題としてお任せしてしまうというのもありではないですか。まあ予想されるのは、かなりシビアな部分が出てくると思うのですよ。そうしたときに、我々がそこで振り回されることになるのではないかなと思うので、反対に。

(J委員)

こちらは正直な話、それまで余裕を持ってやってきたというわけではない部分があるから、それは議会の議員さんのメンバーの人たちも専門的にそういうことに対して、専門的見地から突っ込まれても、私はあまりそこまでもね、テクニカルタームなんて全然ボキャブラリー不足だから対応できないかもしれない。

(E 委員)

その場合の1つ気がかりなのは、これが骨抜きにされてしまうというリスクはあるからね。それはやむを得ないという自覚をした上で、行政のほうに任せるということにしないと、また何か「こんなはずではなかった」とかという問題になるのではないのですか。

(兼子コミュニティ課長)

本当に今Eさんが言った部分もあるのですよ。条例に盛り込むとって、今度は条文にしますよね。その中でも当然、内容によって多分出てくると思うのですよ。その辺の条文のつくり方にしても、やはりまず法規担当とほかの法、いろいろな法がありますよね、上位法令も当然出てくる絡みがあるし、基本条例も当然でできますから。それからほかの絡みの条例、パブリックコメントも当然ある。そういうところの整合性を図りながらやらないとならない。

(E 委員)

法律上、整合性上問題だから、これはちょっとここでは入れられないとか、それはしようがないよね。それはある意味ではしようがないのだけれども。そうではなくて、何かずるずると御都合でね、議会の御都合とか行政の御都合で削られたり何かされたのでは、ちょっと今まで俺たち何をやってきたのと。こんな何十回もね、ということにもなりかねないのではないのと。だからそこは皆がそれでいいよというのであれば、それでもいいけれどもね。

(D 委員)

でも、いずれにせよこれは骨子案ですから、後は議会、まあ行政が考えることで議会を通らなければ意味がないよということになるから、議会との根回しとか何とか、そういうふうになるから。そこが骨抜きになる可能性は、我々の手が離れた後で、なる可能性は、私はすごい高いだろうとは思うのですね。でもそれはこの仕組みの中で、パートナーシップ協定でも何でも結んでいないから、やはりしようがない仕組みの、市長の諮問機関に過ぎないという部分なのだろうと思ってしまうのですけれど

もね。そういうことが将来的にはあるだろうとは思いますが。

その前にね、Jさんがおっしゃるように、最初にこの段階で我々がもう今さら議会に意見をお聞きしてね、最初の段階だったらまだいいけれども、もうここまでいった段階でお聞きして、まあより建設的な意見より、私は、よりちょっと否定的な意見のほうが強いものを聞いたときには、もう私たちがせっかく出すものが骨抜きになってしまうというのも非常に残念なので、やはりもういいのかなという気もしますけれどもね。

(J 委員)

乱暴な考え方でもって言えばね、会派になるのか何になるのかはわからないけれども、1回、特別委員会というのは構成メンバーの人と私は非公式に話してみたいなという気持ちはあるのです。私は市民代表として話すよと。議員として日頃どういうふうにかけて、どういうふうにかけてこれを受けとめるのだということを聞いておいて、固有名詞まで埋めておいて、そういうところまで詰めておくというのも、1つの手かなとったり。

(D 委員)

それは面白い話よ。

(J 委員)

そういうことを経過して、後はもう行政と議会の間にお任せします、とやるやり方もあるのかなと。

(D 委員)

要するに議会の御意見を率直にお聞きしたいですね、というだけの話で。聞くだけという話ならば、それはそれでいいかなとも思いますけれどもね。

(J 委員)

きれいな言い方をすればね。でも、あなたはちゃんと議회를代表した

人間としておっしゃっていただけるのでしょうかという……

(E 委員)

だけれどもいずれにしてあれではないですか、その場はいいつくろうかかもしれないけれども、議会という全体像の合意形成になると、やはり答えは同じだと思いますよ。もう削られるものは削らてしまうと。それはどういうプロセスを踏んでもね、多分皆が集まって議会としての判断をジャッジしたら、いや、刺激した場合には、もうその行き着くところで最初から決まっているところへいってしまう、というふうになってしまうのではないですか。

(J 委員)

まあそもそもがね、いや、余計なことを言って申しわけないのですけれども。少なくともこれは、行政の方が、職員の方がこれだけの反応を出されているということは、自分たちの仕事に直接関わってくる部分があるというふうに、同時に、議会にしてみれば、議員さんにしてみれば「我々が要らなくなるのではないか」という、はっきりもう出ているのだから、その意見が。要するにこれは議員定足数の問題、議員定数の問題が、その跳ね返ってくる、まあある意味では1つのきっかけになりやすい部分もあるわけですよ。だから相当これは首を突っ込むなと思っているわけだから。

(E 委員)

それはこの市民参加はね、究極の…、そういうドイツの…どうかはわからないけれども、市役所も要らないではないかと、極論すればね。すると議会も要らないのではないかと。というようなことまで考える人が出てくるかもしれないよね。

(J 委員)

議会は要るのですけれども、議員数の問題が。多分ね、この市民参加条例というのは、市民参加がそれだけ出るということは、その分だけ税金を払っている議員さんがそんなにいなくてもいいのではないかという

ふうに、まあ一番安直に結びつきやすいことにはなるのです。

(E 委員)

議会が要らなくなるのではないかの前にね、定数をもっと減らしていいという話になってくると。

(J 委員)

今、事実出ていますよね、ある市民活動団体でもって、この28を今24にしようという具体的に旗上げしているという御時世だから。非常に、この市民参加条例をめぐる視線は、情勢というのはかなり厳しいものがあるということは薄々感じ始めていたわけですね、いろいろな議論、意見を聞いていると。

(D 委員)

市民参加というのは、議員からすると、ともすれば議会軽視だというのが一番のあれなのですよね。でもそれはまだとらえかたが違うのだけれども。だから例えばね、戸部さんとか流政会とか何か、「率直に意見を聞きたいな」とかというような非公式のそういうものがあれば、この会としては「はい」というのがいいのではないですか。むしろ向こうから声が、前の自治基本条例のときはこちらがすごくアタックしたときに、秘密裏に会派ごとに持ったけれども、それも途中で立ち消えになってしまっただけで、お願いしたけれども、立ち消えになった。向こうからのそういう働きかけというのはなかったのですね。

だから反対に、今回そういうふうな積極的に市民参加について知りたい、条例が今どうなっているのか知りたいというふうな、積極的な議員とか会派のアプローチがあれば、それは我々は骨子案を揺るがせるものではなく、我々の今考えている御意見を申し上げられますよぐらいの、そういう受け手になることはいいのではないですか。でも積極的に発信するというのは……

(C 委員)

それは前に、申し出があったのではないですか。

(委員長)

それはあったのですが、そこにもう1つ問題があるのは、我々は市から受けているときに、市長の許可無く議会と、議員さんとそういう場を持てるのかという問題はあるのですね。

(H委員)

持ってはまずいのですか。

(D委員)

私はそんなことはないと思いますよ、はっきり言って。

(委員長)

我々が一個人として動く分には、それは問題はないのですけれども。やはり委員という形で動くということでは……

(D委員)

だって、検討委員会の有志という形にすればいいわけだから、まあ諮問機関だけれどもね。でも自治基本条例のときも、もう少しラフに考え、まああれはパートナーシップ協定ですから、ちょっと違うけれども。でも、もうちょっとラフに考えても、私はいいと思うけれども。

(J委員)

議会としてはできないでしょう。非公式ならわかるけれどもね。

(D委員)

非公式ですよ。議会としてなんてできないと思いますよ、それは絶対に。それはもう調整をとらなければ大変なことに。

(C委員)

あの黄色いチラシとかね、市民との意見交換会に出した資料というのは、一応市長の目を通っているのでしょう。



(兼子コミュニティ課長)

はい、通っています。

(C委員)

あれは出してもいいのではないですか、議会に。中間報告ではなくて。

(D委員)

でも、請われてもいないものを、どうして。

(C委員)

いや、チラシとかそういう、黄色いチラシを出したでしょう。それをベースにして議会に話すのはいいのではないですか、だめですか。

(兼子コミュニティ課長)

いや、ですからこの辺を、今の難しさはそこなのです。正式にやってしまった場合は、もう議会のほうが完全に動きますよ。

(C委員)

出す資料は、それを使ってもいいのですか。

(兼子コミュニティ課長)

資料は別にいいのですけれども、話は……

(D委員)

積極的に個人的にとか、会派で関心があればね、個人的にそうやって「どうですか」とか、そういう働きかけがあればそれはそれでいいけれども。多分そういう働きかけはないですよ、恐らく。恐らくないと思うのです。それだったら、もういいかなという感じはしますよね。

(E委員)

だけれどもね、やはり本音の部分は「俺たちの權益を」。

(J 委員)

そうですね。

(D 委員)

そういうことですね、それが本音ですよ。

(E 委員)

本音で、あるからね。だから本当に、そうではなくて、これからの時代は一緒に職員も市民も議員も、皆で三者が集まって協力し合っているまちをつくるのだという理念を、きちっと、きれいごとかどうか知らないけれども、そういうふうになんて高くまで皆の意識が上がるかどうかですよ。いけなかったら、結局本音の部分で「俺たちはないがしろではないか」と、こうなりますよ。

(D 委員)

自治基本条例のとき、そうだった。そういう意見も出てきたのですよ。

(委員長)

議員さんの中にも、いろいろいてですね。本当にもう「俺たちの權益を云々」ということしか思い浮かばない人もいるし。今の議会が、議会報告会という形で議員がいろんな地域に入り込んで議会活動をしようとする。議会にも市民参加が必要だということで、いろんな手法を取り入れて、やはりこの場ともううまくやっていきたいという議員さんもいるのですね。そこと、どううまく連携をとれるか。そのときに市長なり市役所ということも考えながら、どうあれをつくっていくか。怖いのは、やはり全然知らされなかった、ポンと出されたら、こちらともできればうまくやりたいねという人まで反対に回ってしまうのですよ。

(D 委員)

いや、私は、それは議員の努力が足りないと思うのですよ。もう既に市長が市政報告で、こういう検討委員会にしていますよと言ったときに、世の中にも広報にも出ているわけです、我々は発信しているわけですから。本来の議員だったら、そういう市民の動きの情報を、関心があれば絶対キャッチしているのですよ。

(委員長)

私は原則論を言うのではなくて、現実論を言っているのです。

(D 委員)

いや、現実そうですよ。賛成したい方は、そうですよ。傍聴してもいい。だから関心がある方は、そういう形で絶対臨むのですよ。だからそれは、自分が何も知らないで、出された、反対に回るというのは、それはもう基本的にスタンスが違うので。本来は市民派の議員とかそういう市民参加を標榜している議員というのは、そういう形で何らかの情報はつかんでいるし、世の中に出ているから。それは別に、私はそんな根回しでやる必要はないと思います。議員というのはすごく自由にいろんなところに出没できるし、情報網はすごくたくさん持っていますから。後援会の人たちもいろいろいるわけですからね。

(E 委員)

これはあれでしょう、我々の立場は、市長からの諮問機関ですよ。そういう位置づけですよ。そういう諮問機関が勝手に、市長にお断りもしないで議会と接触しても、正式にオフィシャルな形で接触してもいいのですか。

(兼子コミュニティ課長)

いや、別に法的にはないのですよね、法的には。ただ、議会と、一派とか一部の議論をした場合、議会全体でどういう形が次に出てくるかはわからない。

(E 委員)

なるほどね。だから、するのなら、議会のオフィシャルな形で、議会もオフィシャル、こちらもオフィシャル、オフィシャル同士でぶつかり合ったほうが無難だとは思うよ。そうでしょう。それができるかどうかは別だけれども。それは議会事務局に働きかけて、そういうことができるのか、できないのか。

(D 委員)

でもそれをやったことによって、反対に、ラフな意見交換ではなくて、骨抜きということ突きつけられますよ、ということもある。

(H 委員)

でもそれで出した後に、そういう話がなくて、何もそういう報告もなしに骨抜きにされてしまうとするではないですか。そうなったら、まあ今回はずっとやってきたからしょうがないなと思うかもしれないのですけれども、これからこう、例えば無作為抽出のやつとかがなくなったとして、それでまたそこでもやられてしまったら、もはや誰も参加しなくなってしまふから。やはりそこは話を聞くか、もしくは何か削られるのだったら、それを説明する責任は、諮問機関なのだし、あるとは思うのですけれども。

(D 委員)

だからそれは議会も考えなければいけないわけではないですか。市民参加をやっておいて、議会が蹴っていったというのは。どんどん蹴っていったということは。

(E 委員)

公開質問状を出すとか。

(H 委員)

若い世代がいなくなってしまう。結局それか、みたいな感じになってしまいますね。

( J 委員 )

私が一番とにかく議会のことを意識しているのは、ほかの市民参加条例にはない、流山市だけがなぜ市民参加条例の中に議会を入れたのかということ、これも全国の評判になる話ですよ。せっかくマニフェスト大賞をもらっている、今、脚光を浴びている流山市が、もう1つ流山市議会で、またすごいところで議会がね、ということを実際に受け入れてもらえる議会なのかどうかというところが、非常に関心を強く持っています。

( D 委員 )

踏絵ですかね。

( C 委員 )

逆に、入れたほうが先進的ではないですか。

( J 委員 )

そういうふうにとめていただける議員さんがそろっていればいいのですけれどもね。

( D 委員 )

そこは、自分たちが踏絵を踏まされているというふうに考えて、建前論を通していくか、本音でいやだと言うか。そこら辺は、いいのではないですか。

( J 委員 )

少なくとも、議会への参加という語句が入っていたこと自体が、もう抜本的に拒否されるのではないかという恐れも強いですからね、多分ね。

( D 委員 )

まあ自治基本条例の時代ときはそうでしたね。

( J 委員 )

だって、元々別の話だったでしょう、そういう歴史的経過があるわけだから。相当そこの壁は厚いなと思っていますよ。

( D 委員 )

だからその辺は、来年選挙だから、踏絵を踏んでいただくのもいいのではないですか。

( J 委員 )

まあ、そこまでにしておきます。別にそう言って、あの人たちは専門で月額 48 万円きちんといただいて頑張っているのだから。でも私たちは無報酬だから、とてもこれ以上は自己犠牲をね……

( 委員長 )

それで、どうしましょうか。

( J 委員 )

ですから、相手次第ですよ。こちらから積極的にいくわけではないから。

( D 委員 )

だからすごく誰かラブコールがあればね、そこで考えましょうよ。

( E 委員 )

だから、Bさんが言ったように、それで骨抜きにして削ったら、何か、どうしたものかわからないけれども、広報ではやってくれないだろうけれども、公開質問状か何か出したらどうだろう。

( D 委員 )

何か出せばいいのですよ、この検討会有志でね。元検討会有志で。

( E 委員 )

何十回もやったのに、議会が1回でパッと蹴ってきたから、説明を求むと。公開質問状を出すのですよ。

(D 委員)

そういう執念深くやる必要がありますよ。選挙だからちょうどいいのですよ。市民も、したたかにならないといけないのです。

(H 委員)

そんな執念深い人はあまりいないのではないですか。

(D 委員)

ここは少なくともいるから大丈夫よ。でも、戸部さんだってそういうふうには議会で発言されているけれども、別にこちらに対するあれもないわけだから。

(J 委員)

戸部さん自身はね、非常にこれは大事なことだというふうに、ちゃんと議会の中で認めている発言をしていますよ。

(D 委員)

だからいいではないですか、それはもうお墨付きだから。変なことは言えないよね。

(E 委員)

まあ何人かは、ちゃんと良識のある人がいると思いますよ。もうこういう時代だということを知っている人がね。

(委員長)

今の、議会とのことを踏まえて、中間報告、これはもう今、来年2月の提案というタイミングからすると、ないというような話もありましたけれども。ちょっとその議会とのあれを踏まえて、ちょっとこれはそれこそ政治的判断と言いますかね、市長のそういう判断は必要だと思います

すので、ちょっとこれは事務局のほうで検討していただけますか。

ということで、今日はちょうど9時になりますけれども、これで終わりたいと思います。では18日に向けての皆さんの御協力をよろしくお願ひします。

(閉 会)